

【学校法人マロニエ文化学園】 気象警報等の発表時における対応について

1. 対象となる気象警報	本校所在地（大阪市）に、次のいずれかの警報が発表された場合を対象とします。 ・暴風警報 ・特別警報 ・警戒レベル4（危険警報相当）以上 ※大雨警報のみ、洪水警報のみ等の場合は、原則として通常どおり授業を行います。 ただし、安全確保が困難と判断される場合は、臨時休校等の措置を講じることがあります。								
2. 対象となる警報が発表されている場合	午前7時現在、本校所在地（大阪市）に対象となる警報が発表されている場合は自宅待機とします。 その後の警報解除時刻により、授業の取扱いを次のとおりとします。 <table> <tr> <th>警報の解除時刻</th><th>授業の取扱い</th></tr> <tr> <td>午前7時まで</td><td>平常どおり授業を実施</td></tr> <tr> <td>午前9時までに解除</td><td>午後3限目から授業を実施</td></tr> <tr> <td>午前9時を過ぎても解除されない場合</td><td>休校</td></tr> </table> ※上記の時刻や授業開始時限については、本校の始業時刻・時間割に合わせて変更します。	警報の解除時刻	授業の取扱い	午前7時まで	平常どおり授業を実施	午前9時までに解除	午後3限目から授業を実施	午前9時を過ぎても解除されない場合	休校
警報の解除時刻	授業の取扱い								
午前7時まで	平常どおり授業を実施								
午前9時までに解除	午後3限目から授業を実施								
午前9時を過ぎても解除されない場合	休校								
3. 授業開始後に警報が発表された場合	生徒の安全を最優先として、学校長がその後の授業継続について判断します。 必要に応じて、授業の打ち切り、下校時刻の繰上げ、学校待機等の措置を講じます。 下校に危険が伴うと判断される場合は、生徒を学校で待機させ、保護者への連絡等を行います。								
4. 登校について	警報が解除され、授業を実施することとなった場合でも、気象状況、道路の冠水、河川の増水、土砂災害等の危険がある場合は、安全を最優先してください。 警報が解除されていても、保護者が登校に危険があると判断した場合は、無理に登校させる必要はありません。 自宅待機して下さい。								
5. 公共交通機関が運休している場合	気象災害等により、主要な公共交通機関が運休している場合は、警報の発表状況にかかわらず、学校長の判断により授業の開始時刻の変更、臨時休校等の措置を講じることがあります。 利用する公共交通機関の運休等により登校が困難な場合は、無理に登校せず自宅待機して下さい。								
6. 特別警報・避難指示等が発令の場合	本校所在地または生徒の居住地域に特別警報が発表された場合、または自治体から避難指示・緊急安全確保等が発令された場合は、生徒の安全確保を最優先とします。 自治体等から発信される防災情報を確認し、必要に応じて避難してください。								